

令和4年度 保育所(園)等利用のご案内

飯能市イメージキャラクター
夢馬（むーま）



飯能市 健康福祉部保育課

〒357-8501 飯能市双柳1-1

電話 042-973-2119

FAX 042-973-2120

Mail hoiku@city.hanno.lg.jp

【令和4年度保育施設利用申込締切日一覧】

利用開始希望月	締切年月日
4月(一次)	(令和3年11月1日(月)～ 令和3年11月15日(月))
4月(最終)	令和4年1月31日(月)
5月	令和4年4月11日(月)
6月	令和4年5月10日(火)
7月	令和4年6月10日(金)
8月	令和4年7月11日(月)
9月	令和4年8月10日(水)
10月	令和4年9月12日(月)
11月	令和4年10月10日(月)
12月	令和4年11月10日(木)
1月	令和5年12月12日(月)
2月	令和5年1月10日(火)
3月	令和5年2月10日(金)

目次

子ども・子育て支援制度の概要	P. 1
保育所(園)等の利用申込みについて	P. 2～
申込みの流れについて	P. 6～
入所(園)後の注意事項	P. 8～
保育料について	P. 11～
その他の保育サービス等	P. 14～
市内各保育所(園)等の紹介	P. 16～

【受付場所】

飯能市役所 保育課窓口（マイナポータルによる電子申請も可能）

※ 保護者または同居の親族の方が直接ご持参ください。（年度途中の郵送はできません）

【受付期限】

利用希望の前月10日締切り(土・日・祝日の場合は翌開庁日)

※ 新年度4月からの利用申込みは受付期間が異なります。ご注意ください。

本年度の利用を申込んでいても、翌年度の利用希望については別途申込みが必要です。

また、既に保育所(園)等を利用していても、継続利用についての利用申込みは年度ごとに改めて現況届として提出していただく必要があります。

お知らせ

令和4年4月から、加治幼稚園が認定こども園（幼稚園型）へ移行します。

子ども・子育て支援制度の概要

一人ひとりの子どもが健やかに成長することのできる社会の実現を目指して、平成27年4月から、子ども・子育て支援制度がスタートしました。

各施設・事業の説明

- 小学校就学前の施設として、幼稚園と保育所の他に、両方の良さを併せ持つ認定こども園や、少人数の子どもを保育する地域型保育事業など、多様な選択肢があります。児童の年齢や、利用時間、保育の必要な事由の有無によって選択することができます。

幼稚園（対象年齢満3歳～5歳）

- ・小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児教育を行う施設です。
- ・昼過ぎ頃までの教育時間のほか、教育時間前後や長期休業日に預かり保育を実施している施設もあります。
- ・保育の必要な事由によらず、どなたでも利用できます。
- ・制度に移行済みの施設と、未移行の施設があります。

保育所（対象年齢0歳～5歳）

- ・就労などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行います。保育の必要な事由のある保護者が利用できます。
- ・希望者が多い場合には利用調整によって利用の可否が決まります。

地域型保育事業（対象年齢主に0歳～2歳）

- ・少人数の単位（19人以下）等で、子どもを預かる事業です。
- ・共働き世帯など、保育の必要な事由のある保護者が利用できます。

認定こども園

（対象年齢0歳～5歳
※幼稚園部分は満3歳以上）

- ・幼稚園部分と保育所部分を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
- ・短時間利用から長時間利用まで、利用者の都合に合わせて柔軟に利用できます。
- ・幼稚園部分で利用する場合でも、教育時間前後や長期休業日に預かり保育を利用することができます。
- ・保育の必要な事由がなくなった場合でも、幼稚園部分で継続して利用できる場合があります（対象児童が満3歳以上の場合）。

- また、この他にも一時預かりや認可外保育施設、ファミリー・サポート・センターなどでも小学校就学前の子どもを預けることができます。

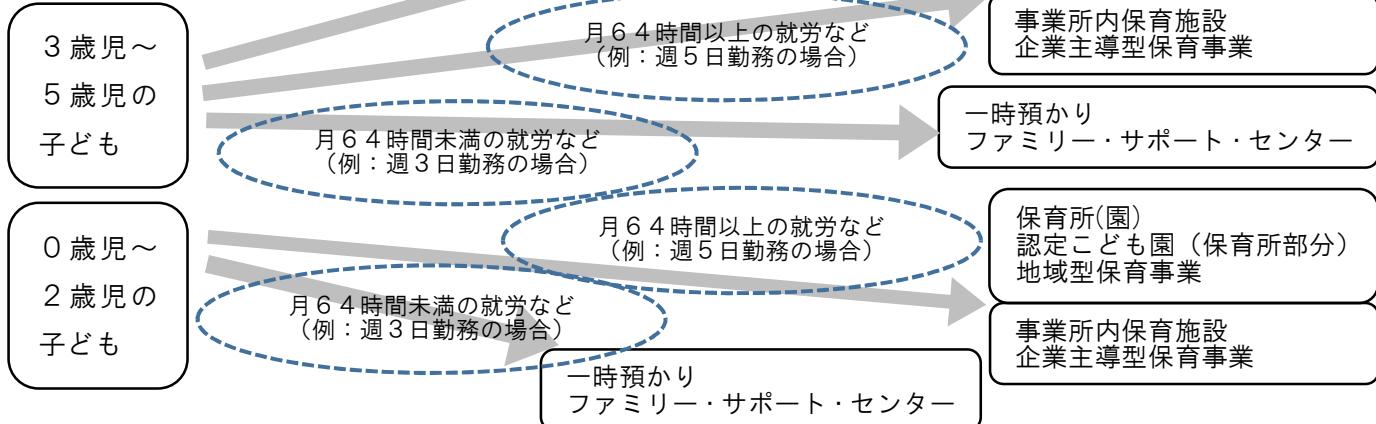
一時預かり 保護者の就労や通院・冠婚葬祭などの緊急時に児童を預けることができます。

認可外保育施設 従業員の子どもを預かる事業所内保育施設のほか、国の助成を受けて運営する企業主導型保育事業などがあり、いずれも利用調整なく利用できます。

ファミリー・サポート・センター 事前の利用登録などにより、送迎や預かりなどの援助を受けることができます。

その他多様な事業者による保育も該当になる場合があります。

預け方のイメージ



保育所(園)等の利用申込みについて

概要

「子ども・子育て支援法」に基づき、保育所(園)、認定こども園の保育所部分、地域型保育事業の利用を希望する場合は、保育の必要な理由に該当することの認定を受けるとともに、市を通して希望施設への利用申込みを行う必要があります。

【標準的な利用の流れ】

(1) 市に「保育の必要性」の認定を申請します(飯能市では(3)と同時申請)。

(2) 市から支給認定証が交付されます。

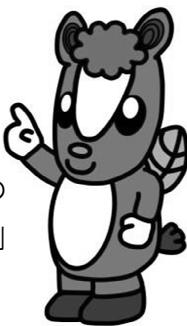
(3) 保育所(園)等の利用希望を市へ申し込みます。

(4) 申請者の希望、保育所(園)等の状況などにより市が利用調整をします。

※ 利用調整は、「飯能市保育所(園) 利用調整基準表」に基づいて保育の必要性の順位付けを行い、高い方から順に入所の内定となります。内定後に面接をし、利用決定となります。

基準表は、飯能市ホームページでご確認いただけます。

<https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/3572>



保育所(園)等の利用対象となる児童

飯能市の住民基本台帳に登録があり、0歳から小学校就学前までの集団保育が可能な児童

保育所(園)等は、保護者が労働や病気のために家庭での保育が困難な児童について、一定の時間、保護者に代わり保育する児童福祉施設です。そのため、小学校入学前の幼児教育や集団生活に慣れさせることが理由では、利用の対象となりません。保育必要事由等について十分検討のうえ、お申込みください。

また、胎児の申請はできませんので、出生届の提出後に申込みをしてください。

クラス年齢について

令和4年度 年齢(学年)早見表

学年	学齢	生年月日
5歳クラス(年長)	5	平成28(2016)年4月2日～平成29(2017)年4月1日まで
4歳クラス(年中)	4	平成29(2017)年4月2日～平成30(2018)年4月1日まで
3歳クラス(年少)	3	平成30(2018)年4月2日～平成31(2019)年4月1日まで
2歳クラス	2	平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日まで
1歳クラス	1	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日まで
0歳クラス	0	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日まで
未満児	0	令和4(2022)年4月2日～

令和4年4月2日以降に生まれた児童が0歳児クラスに入所した場合、令和5年度も0歳児クラスでの受け入れとなります。

申込みに必要な書類

【必ず提出が必要なもの】

- ① 「教育・保育給付認定申請書(現況届)」
- ② 「保育所等利用申込書（児童台帳）」
- ③ 「保育所（園）等申込みチェックシート」
- ④ 保育の必要な事由に関する添付書類（父・母・65歳未満の同居祖父母等）

保育の必要性を認定するためには、保護者のいずれもが下記「保育の必要な事由」のいずれかに該当し、それぞれについての添付書類の提出が必要です。

保育の必要な事由	添付書類
①就労（保護者が <u>月6.4時間以上の就労</u> を常態としている場合）	「就労(予定)証明書」（事業主の証明を受けることが必要） ※状況により別途「誓約書」の提出が必要
②妊娠・出産（保護者が出産の前後にあたる場合（出産予定日6週間前・出産後8週間））	「保育必要事由申立書」 (母子健康手帳の写しを添付)
③疾病・障害（保護者が病気・負傷・心身に障害がある場合）	「診断書」（期間の証明があるもの）、 または「保育必要事由申立書」（手帳の写しを添付）
④介護・看護等（保護者が同居親族の介護・看護にあたっている場合（長期間入院者の場合も含む））	「診断書」（期間の証明があるもの）、 または「保育必要事由申立書」（手帳の写しを添付）
⑤災害復旧（保護者が震災・風水害・火災その他災害の復旧にあたっている場合）	「保育必要事由申立書」 (必要に応じて詳細書類等を添付)
⑥求職活動（保護者が求職活動（起業準備も含む）を継続的にしている場合）	「求職活動(起業準備)申告書」 (求職カード等がある方は写しを添付)
⑦就学（保護者が就学している場合（職業訓練校における職業訓練を含む））	「保育必要事由申立書」 (学生証等及び時間割の写しを添付)
⑧虐待・DV（虐待やDVのおそれがある場合）	「保育必要事由申立書」 (必要に応じて詳細書類等を添付)
⑨継続利用の必要性（育児休業を取得したが、既に保育を利用している子どもの継続利用が必要）	「育児休業取得に伴う保育利用継続申込書」 (事業主の証明を受けることが必要)
⑩その他（その他、市長が認める①～⑨に類する状態といえる場合）	「保育必要事由申立書」 (必要に応じて詳細書類等を添付)

※ 添付書類は、認定申請日の3か月以上前に作成された書類は無効です。

※ 複数の兄弟姉妹分を同時に申込む場合、原本は1番上の子に添付し、他の子にはコピーを添付してください。

※ 添付書類の種類や内容に不備がある場合には保育の必要性について審査ができず、利用調整ができません。締切日を過ぎてからの提出や訂正があっても翌月分以降の利用調整対象となります。

○各添付書類は保育課窓口の他、飯能市ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/1206/>

【提出時に必ず持参するもの（継続利用の場合を除く）】

- ⑤ 申込み者の本人確認証（運転免許証等）及び、記載した世帯員全員分のマイナンバーカード（またはマイナンバー記載の住民票等）

【該当者のみ提出が必要なもの】

- ⑥ 新規利用申込みまたは転園希望の場合…「心身状況票」
⑦ 児童に既往症等がある場合…医師の「診断書」・療育手帳の写し等（必要に応じて）

利用申込みに際しての注意

- 事前にお子さんと一緒に見学等されることをおすすめします。見学を希望する施設へ直接お電話で問い合わせのうえ見学してください。特に、認定こども園を希望する場合は、園の方針をよく理解したうえで必ず事前に見学をした後に申し込んでください。見学や説明会への参加がない場合には認定こども園の利用調整から除外されることもあります。
- 祖父母その他の親族等と住民票上は世帯を分けていても、同一住所にお住まいの場合には、保育所(園)等の利用に関しては同一世帯員として扱います。同一住所にお住まいの方の状況をもれなく記載してください。
- 妊娠・出産を事由に申し込む場合、月の初日が、出産予定日の6週間前（多胎児の場合は14週間）に含まれる月から、産後8週間を経過した月の月末までの利用申込みができます。
なお、期間終了後、保育の必要な事由がなくなる場合には退所していただきます。
- 育児休業中に申込みをする方、申込みをするお子さんの下のお子さんの出産予定がある方、申込み後に新たなお子さんを妊娠した方は、申込みをするお子さんが保育所(園)等の利用対象とならない場合があります。
- 育児休業明けの就労を理由に施設利用を希望する場合、利用開始翌月の平日（月～金）6日目までに復帰見込みの方は申し込みが可能ですが（慣らし保育期間等が必要なため。）。なお、利用決定した場合には、遅くとも翌月の平日6日目までに復職し、改めて、復職したことを証明する就労証明書を提出してください。期限内に復職ができない場合は退所していただきます。
- 兄弟姉妹同時に申込みをした場合であっても、受け入れ人数等の関係で、同時に同施設での利用が困難なことがあります。このため、保育所(園)等の選定にあたっては、実際の送迎や、1人のみ利用が決定した場合なども考慮して記入をしてください。
- お子さんに食物アレルギーがある場合や、児童に病気や発育状況などで気になることがある場合は、事前に保育課または希望保育所(園)等に相談してください。



利用申込み後の注意

- 勤務状況等に変更があった場合には、必ず変更後の添付書類を追加提出してください。
- 「教育・保育給付認定申請書(現況届)」及び「保育所等利用希望申込書（児童台帳）」の記載事項（保育の必要性の内容などを含む世帯状況等）に変更が生じた場合には、速やかに届出をしてください。記載事項に誤りや虚偽がある場合や、長期にわたり変更の届出がなされない場合には、認定や利用決定を取り消すことがあります。

保育所利用事前相談

新年度入所に係る相談会は、10月下旬に実施予定です。

日程は、10月号の広報に掲載予定です。

集団生活に入るにあたり、お子さんの発達・アレルギーについてご心配のある方はご相談ください。

住所地以外の保育所等を希望する場合

申込み時点で住所地以外の市区町村の保育所等の利用については、入所日までに住所を移す予定があるか、または勤務先があるなどの条件を満たす場合に限られます。転出入の予定がある場合でも、申込み時点の住所地で申請します。

利用開始前に市外に転出された場合、申請は取下げとなりますので、転出先の市区町村の保育所担当部署で申請をする必要があります。

(1) 飯能市在住で飯能市外の保育所等の利用を希望する場合

申込み：原則 飯能市役所保育課 ※直接申込みができる市区町村もあります。

希望する市区町村により一定の申込み条件や締切日、必要書類もそれぞれ異なります。あらかじめ希望する市区町村に利用申込みの詳細について確認のうえ、日程に余裕をもって早めにお申込みください。

利用調整や通知などは個別に行いますので、一般的な利用申込みの場合とは決定までの流れ等が異なります。

(2) 飯能市に住所がなく飯能市内の保育所等の利用を希望する場合

申込み：お住まいの市区町村の保育所担当部署

①飯能市へ転入予定がある場合

保育所等の利用希望日までに飯能市へ転入予定がある場合は、転入予定者として飯能市民と同様の利用調整対象となります。

教育・保育給付認定申請書、利用申込書等、保育の申込みに係る書類一式をお住いの市区町村指定の書式でご用意いただき、それに加えて転入予定であることについての誓約書を提出してください。また、誓約書に添付する書類として不動産売買契約書の写し等が必要です。

誓約書は、飯能市ホームページの次の記事からダウンロード・印刷することができます。

<https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/3041>

②飯能市に勤務先等がある場合

住所が市外でも、就労先等が市内にある場合には保育の申込みが可能ですが。ただし、申込み状況によっては飯能市民（転入予定者を含む）のほうが優先される場合があります。

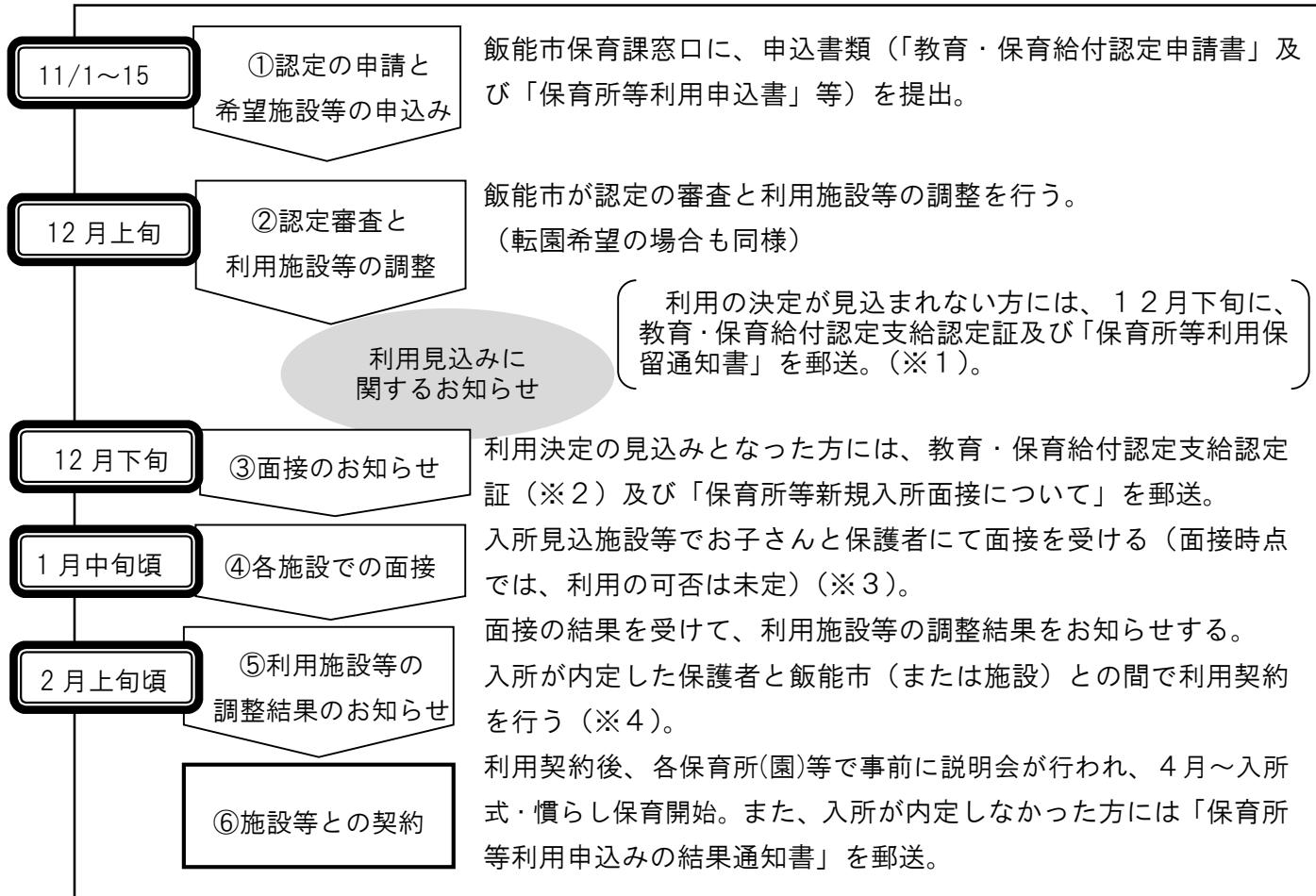
飯能市の申込み締切日までに飯能市へ書類が到着している必要がありますので、利用希望月の申込み締切日をご確認の上、締切日の1週間程度前までにお住まいの市区町村で申込みをしてください。

なお、転入予定での申込をした場合は、転入後、改めて飯能市の様式による申込書類一式を提出していただく必要があります。

申込みの流れについて

例年10月号の「広報はんのう」に募集案内を掲載し、10月初旬頃から申込書の配布・11月初旬～1月中旬頃に一次受付を行う予定です。

令和4年度 保育所(園)等新規利用申込みの流れについて【4月入所の場合】



※1 4月入所の最終締切は1月31日（月）です。最終的な結果は2月下旬頃の予定です。

（12月上旬の認定審査は第一次調整です。一次締切日以降、最終締切日までに利用希望申請のあった方と第一次調整で入所保留となった方とを合わせて2月に第二次調整を行います。）

※2 「支給認定証」には「認定区分」及び「保育必要量」等が記載されます。

※3 面接日は、1月11日（火）、12日（水）、13日（木）のいずれかのうち、利用調整の結果を踏まえて指定します。

※4 保育所(園)等の利用契約は、「保育所等入所承諾書」の発送をもって市と利用者が契約したことになります。認定こども園・地域型保育事業の利用契約は、施設と利用者が直接契約します。

年度途中（5月～3月からの入所(園)）の利用希望について

年度途中からの利用を希望する場合、随時受付をしています。

例年、年度当初に定員を満たしてしまうことが多く、年度途中の入所は定員に空きがあった場合に限ります。

毎月10日（休日の場合は翌開庁日）を申込締切とし、空き状況等により早く翌月1日からの利用決定となります。結果については、前月25日頃までに通知でお知らせします。利用見込がある場合、下旬に各保育所(園)等での面接があります。

保育の認定(教育・保育給付認定)について

(1) 「保育の必要性」の認定の申請

保育所等での保育を希望する場合、保護者は市に対して、子どもの年齢や保育の必要性の有無により分類される区分に該当することの「認定の申請」を行う必要があります。

認定を受けるためには、「保育の必要な事由」に該当することが必要です。

保育の必要な事由が認められる児童であること（保護者のいずれもが下記のいずれかに該当する場合）

- ① 保護者が月64時間以上の就労を常態としているため
- ② 保護者が出産の前後のため(出産予定日6週間前・出産後8週間)
- ③ 保護者が病気・負傷・心身に障害があるため
- ④ 保護者が同居親族の介護・看護にあたっているため（長期間入院者の場合も含む）
- ⑤ 保護者が震災・風水害・火災その他災害の復旧にあたっているため
- ⑥ 保護者が求職活動（起業準備も含む）を継続的にしているため（90日まで）
- ⑦ 保護者が就学しているため（職業訓練校における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあるため
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であるため
- ⑩ その他、市長が認める①～⑨に類する状態のため

注) 事由によって認定期間が異なります。事由がなくなったときは、認定取消(退所)となります。

(2) 「支給認定証」の交付

申請に基づき、市は、該当すると認めるとき、「保育の必要性の認定」を行い、児童の「認定区分」や「保育必要量」等を記載した「支給認定証」の交付を行います。

3つの「認定区分」について		対象	利用先
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上の児童について、幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	満3歳以上の児童について、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	満3歳未満の児童について、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園、地域型保育

2号・3号認定の場合は、「保育の必要な事由」の内容によって「保育必要量」が区分されます。

保育標準時間 (1日最大11時間保育+必要に応じた延長保育)	・両親とも主にフルタイム就労等の共働き世帯を想定した利用時間（1か月120時間以上の就労を基準とする。）
保育短時間 (1日最大8時間保育+必要に応じた延長保育)	・両親またはいずれかがパートタイム就労等の共働き世帯を想定した利用時間（1か月64時間の就労を下限とする。） ・求職活動による利用の場合 ・育児休業中の継続利用の場合

「支給認定証」が交付されても、保育所(園)等の入所が決まったわけではありません。認定された保育の必要性に応じて、保育所(園)等の利用の可否を市が調整のうえ決定します。

利用決定について

利用申込み後、家庭の状況等に応じた保育の必要性が高い順に利用内定となります。申込みの順番や利用待ち期間の実績により利用の可否が左右されることはありません。

なお、定員等の都合上、必ずしも利用決定するとは限りません。

また、希望月に利用が決定しなかった場合でも、利用希望の年度末（翌年3月）入所分まで引き続き利用調整対象となります。不承諾（保留）についての通知は、申込書に記入された最初の利用希望月のみ送付します。

希望保育所を追加したい場合や記載内容に変更が生じた場合は、保育課にて手続きをお願いします。



利用の辞退について

利用見込みや利用決定となった施設の利用を辞退する場合は、速やかに保育課へご連絡のうえ、希望についての変更を届け出るか、または「保育の利用希望取り下げ書」を提出してください。

入所(園)後の注意事項

保育時間について

保育時間は各保育所(園)等や認定の内容によって異なります。

保育の必要性の事由・就労時間や申請書の記載内容によって、保育利用可能な時間は「保育標準時間（11時間保育）」・「保育短時間（8時間保育）」に区分されます。

○保育時間の例

平日（保育標準時間）

7:30	8:30←（原則的な保育時間）→16:30	18:30	19:00
(保育利用可能な時間)	平常保育	(保育利用可能な時間)	延長保育

平日（保育短時間）

7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
時間外保育	平常保育	時間外保育	延長保育	

土曜日（保育標準時間）

7:30	8:30←（原則的な保育時間）→12:00	13:30
(保育利用可能な時間)	平常保育	土曜日特例保育

※ 特例保育・時間外保育・延長保育を希望する場合は、利用決定後、各保育所（園）への申し出が必要な場合があります。保育利用可能な時間を超えて利用をした場合、別途時間外・延長保育料がかかります。

土曜日（保育短時間）

7:30	8:30	12:00	13:30
時間外保育	平常保育	土曜日特例保育	

短縮（慣らし）保育について

新規入所児童は、集団生活に慣れるまでの間は、慣らし保育として保育時間が短縮となります。

○慣らし保育のスケジュール（例）

保育時間	最短日数	備考
半日（8:30～12:00）	1週間	おやつ、給食を済ませて帰宅

慣らし保育期間等については、各施設並びに児童や保護者の状況により異なります。他施設からの転園等の場合にも原則として慣らし保育が必要です。また、4月入所児童の慣らし保育は、通常、入所(園)式の翌日から開始となります。年度初めより預ける必要がある場合は入所施設へご相談ください。慣らし保育期間がある月についても保育料は月額をお支払いいただきます。

休所(園)日について

日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）その他必要とする場合、休所(園)になることがあります。※ 日曜・祝日等は、休日保育の実施がある施設を利用することができます。

ぽかぽか保育園にて休日保育を実施しています。
条件などについては園へお問い合わせください。

入所(園)後に必要な手続きについて

保護者の状況が変わった(変わる予定がある)場合は、必ず届出をしてください。届出ないと、保育所等を利用できなくなる場合があります。

また、保育の必要量について変更を希望される場合は、変更希望前月の15日（土・日・祝日の場合は翌平日）までに変更認定申請をお願いします。



（1）就労先、勤務日・勤務時間等が変更になった場合

就労先が変更になった場合や、勤務日・勤務時間等の変更があった場合は、新たに「就労証明書」を提出してください。

（2）利用中に仕事を辞めた場合

・保育所等を利用中に仕事を辞めた場合であっても、求職活動を行い新しい仕事に就く予定の方は保育所等の継続利用を希望することができます。次の手順で届出をしてください。

① 退職後速やかに「求職活動申告書」及び「認定変更届」を提出してください。

② 求職活動を始め、退職日から3ヶ月以内に必ず就労を開始してください。

（求職活動期間中の保育利用は短時間保育となります。）

③ 新しい就労先の「就労証明書」及び「認定変更届」を提出してください。

・退職後、病気や介護などの事由によって保育が必要であり保育所等の継続利用を希望する場合は、診断書等の提出が必要です。

（3）求職により保育所等の利用を開始した場合

求職活動を理由に保育所等の利用申請をしていた場合は、利用決定日から3ヶ月以内に仕事を始め、「就労証明書」及び「認定変更届」を提出してください。認定期間が終了する月の15日までに就労証明書が提出できない場合でも、求職活動の状況を市に報告してください。3ヶ月以内に就労に至らない場合は保育の必要性が認められなくなるため原則として退所となります。

（4）仕事をしていた方が出産する場合

就労による認定期間中に就労先での休暇を取得する場合は、「妊娠・出産」への変更手続きは不要です。保育時間の変更希望がある場合は、「認定変更届」を提出してください。

また、出産のため従来の仕事を辞めた場合や、出産後に保育を必要とする基準に該当しなくなる予定がある場合などは、出産事由による認定期間が終了した時点で退所となることがあります。

(5) 利用中に育児休業を取得する場合

保育所等を利用している途中に下の子を出産して育児休業を取得する場合、保護者が在宅となるため保育の必要性が認められなくなるため、上の子(在籍児)は原則退所となります。

ただし、上の子(在籍児)にとって必要な場合には例外的に育児休業期間中でも上の子の継続利用が可能です。

- ① 育児休業取得当初から、1年を超える長期の育児休業(下の子の満1歳の誕生日を超える期間までの育児休業)を予定している場合、上の子は退所となります。
- ② 下の子が生まれてから、満1歳に達する日までに職場復帰(下の子の満1歳の誕生日前日までの育児休業を取得)する場合は、上の子の生活環境が短期間に左右されることへの配慮という観点から継続利用が認められます。会社の認める育児休業期間を継続期間とした「保育利用継続申込書」に会社の証明を受け、「認定変更届」とともに提出してください。
- ③ 満1歳に達する日までに職場復帰を予定していたが、下の子が保育所に入れないために復帰ができず、やむを得ず育児休業を延長したような場合については、下の子が満1歳6か月に達する日の月末（または下の子が1歳の誕生日を迎えた年度の末日）まで、上の子の継続利用が認められることがありますので個別にご相談ください。ただし、下の子について保育所等の申込みをせずに育児休業を延長しても、その後の利用継続はできません。利用申込み遅れや締切日等にご注意ください。

(6) その他の変更があった場合

- ・家族構成・住所等が変わった場合(結婚・離婚・別居・出産・死亡など)

郵便物等が届かないおそれや、保育料が変更になることがあるため、必ず届出をしてください。新たに祖父母等と同居することになった場合や同居を解消する場合でも、世帯の状況に応じて手続きが必要となりますので、保育課へご連絡ください。

- ・保育所等を変えたい場合

他の施設への転園を希望する場合は、転園を希望する月の利用希望申込締切日までに、「保育所(園)変更申込書」及び「心身状況票」を提出してください。新規申込児童と同じ日程及び基準で利用調整を行います。転園先が内定した場合、元の保育所等は退所となりますので転園先に入所しないと保育の場所を失うこととなります。

- ・市外に転出する場合

転出に伴う退所届の提出が必要です。また、市外へ転出後も引き続き利用中の保育所等へ通う必要がある場合には、条件があるため早めに保育課へご相談ください。

長期間の欠席について

母親の里帰り出産に同行するなど、短期間で元の環境に戻ることが予定されている児童については、最長で3か月間までの欠席については継続利用を認めています。この場合、欠席中も在籍のため、保育料は全額発生します。入院などで月のほとんどを休んだ場合についても保育料は全額納付が必要です。

飯能元氣保育園にて病後児保育を実施しています。
条件や費用については園へお問い合わせ下さい。

退所について

保育施設を退所したい場合、保育課へ「退所届」を提出してください。退所後、再度保育施設の利用を希望する場合は、改めて利用申込書の提出が必要です。

保育料について

保育料は、公立・私立を問わず、世帯の市町村民税額により、飯能市で定めた基準によって決定します。毎月初日時点に在籍していた児童についてその月分を納めていただきます。

※ 市内の保育所(園)の保育料は市で徴収します。「保育料等口座振替依頼書」を記入のうえ、市内保育所(園)、保育課または取扱金融機関の本支店へ提出してください。口座振替による納入にご協力をお願いいたします(認定こども園、地域型保育事業の保育料は園で徴収します。)。

保育所(園)の保育料の引落しは毎月末日です(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)。当月分の保育料が引き落としとなります(認定こども園、地域型保育事業の引落し日は各園にお問い合わせください。)。

令和4年度 飯能市保育料徴収基準表（保育認定の子ども 2号・3号）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間認定者(月額)		保育短時間認定者(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円		0円	
B	A階層を除き、市町村民税(4月から8月までの月分の保育料については前年度分の市町村民税)非課税世帯	0円		0円	
C1	A階層及びB階層を除き、市町村民税(4月から8月までの月分の保育料については前年度分の市町村民税)の所得割の額が次の区分に該当する世帯	所得割の額のない世帯	7, 400円	7, 200円	
C2		21, 000円未満	8, 900円	8, 700円	
C3		21, 000円以上 29, 300円未満	10, 500円	10, 300円	
C4		29, 300円以上 48, 600円未満	13, 000円	12, 700円	
C5		48, 600円以上 77, 200円未満	17, 000円	16, 700円	
C6		77, 200円以上 105, 600円未満	25, 000円	24, 500円	0円
C7		105, 600円以上 154, 100円未満	34, 000円	33, 400円	
C8		154, 100円以上 205, 400円未満	42, 000円	41, 200円	
C9		205, 400円以上 262, 400円未満	50, 000円	49, 100円	
C10		262, 400円以上 319, 400円未満	53, 000円	52, 000円	
C11		319, 400円以上 364, 700円未満	55, 000円	54, 000円	
C12		364, 700円以上 437, 000円未満	57, 000円	56, 000円	
C13		437, 000円以上	58, 000円	57, 000円	

- 「保育標準時間」とは利用可能な最大保育時間が11時間の区分をいい、「保育短時間」とは利用可能な最大保育時間が8時間の区分をいいます。
- 保育料徴収基準額表の年齢はクラス年齢(令和4年3月31日における満年齢)です。年度途中で年齢があがっても保育料は変更になりません。

保育の無償化について

- クラス年齢が3歳以上児の保育料は無償化(0円)されています。無償化にあたり特別の手続きは必要ありません。
- 保育料は無償化されますが、給食費や延長保育料、道具代、遠足費などの実費徴収分は各自ご負担いただきます(副食費については、世帯により徴収が免除される場合があります。)。

保育料の算定について

- 保育料は、保護者（父母）の市町村民税を合算した額により決定します。4月から8月の保育料については前年度分、9月から3月の保育料については本年度分の市町村民税額を基に決定します。なお、父母が非課税の場合で同居祖父母がいる家庭は、同居の祖父または祖母の税額により決定する場合があります。
- 海外赴任等で国内にいなかつたために非課税になった場合は、所得を推定できる資料等から課税相当額を推計し、保育料を算定します。この場合は、海外での収入が分かる書類等の提出が必要です。
- 税額控除（調整控除を除く）は、人的控除と異なり所得能力を直接反映するものではないことを踏まえ、保育料の算定上反映させません。
- 保育料は、各月1日の在籍状況を基準として、月単位で発生します。入所後は退所届を提出しない限り、通所日の有無にかかわらず保育料は全額納付していただきます。保育料の滞納者には、差押え等の処分が執行される場合があります。
- 市町村民税に修正・更正があった場合及び世帯状況の変更があった場合には、必ず保育課までご連絡ください。保育料（本年度分）が変更になる場合があります。

保育料の減免について

- ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等の場合、C1階層からC4階層は表の金額から1,000円減額となります。
- 市町村民税所得割額が57,700円未満の多子世帯で、同一生計の子の2人目の児童は表の半額、3人目以降の児童については無料になります（平成28年度新設）。
- 市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯で、同一生計の子の1人目の児童は表の半額（最高額9,000円）、2人目以降の児童については無料になります（平成28・29年度新設）。
- 兄弟姉妹が認可保育所（認定こども園、地域型保育施設を含む。以下「認可保育所」という。）または、幼稚園と認可保育所を同時に利用する場合、最年長の子供から順に認可保育所入所の2人目の児童は表の半額、3人目以降の児童については無料になります。

【書類の提出が必要な減免】※当初の保育料の算定には、反映されていません。

- 多子世帯のうち、同一生計の子の3人目以降に該当する児童で満3歳未満の児童の保育料については無料となります。この場合、多子世帯保育料減免申請書の提出が必要です。

【申し出が必要な減免】※詳細は、保育課にお問い合わせください。

- 震災、風水害、火災等により損害を受け、保育料の納付が困難である場合はお申し出ください。
- 当該年に、失業等での収入の著しい減少や離婚など特別な事情がある際に、申し出により保育料が変更になる場合があります。

給食費の徴収について



3歳児以上の児童については、実費徴収として給食費（主食費・副食費）の徴収があります。

給食費の金額は、各施設により異なります。

【手続き不要な減免】※副食費（おかず・おやつ代）のみ

①年収360万円未満相当世帯の子ども、及び②兄弟姉妹が保育所(園)等を同時に利用する3人目以降の子どもについては徴収が免除されます。

免除対象者は個別に通知します。

(参考)幼児教育・保育の無償化について

・保育所(園)等を利用する場合、利用する施設の保育料が無償化されます。

保育所(園)等の休業日等に、幼稚園や認可外保育施設、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業での預かり等を利用した場合の保育料は各自でご負担いただく必要があります。

・保育所(園)等の利用がない児童について、幼稚園、認可外保育施設、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業での預かり等を利用する場合には、3歳児～5歳児及び非課税世帯の0歳児～2歳児の保育料が無償化の対象とされる場合があります。

施設類型	対象者(4月1日時点の年齢)	無償化上限月額
1号認定の幼稚園、認定こども園	3～5歳児	全額
上記以外の幼稚園	3～5歳児	25,700円
幼稚園等の預かり保育	保育の必要性がある非課税世帯の満3歳児(※)	16,300円
	保育の必要性がある3～5歳児	11,300円
認可外保育施設、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病児保育（合算可能）	保育の必要性がある非課税世帯の0～2歳児	42,000円
	保育の必要性がある3～5歳児	37,000円
企業主導型保育事業	保育の必要性がある非課税世帯の0～2歳児	標準的な利用料
	保育の必要性がある3～5歳児	
障害児通園施設	3～5歳児	全額

※…満3歳の誕生日からその年度の3月31日までの期間

必要な手続き等の詳細については、次の飯能市ホームページ等をご覧ください。

<https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/3746>

【その他】他の保育サービス等

認可外保育施設

保育を行うことを目的とする施設であって、法律に基づく認可を受けた「認可保育施設(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業等)」以外の施設を総称して「認可外保育施設」といいます。認可外保育施設指導監督基準に基づいた運営をしており、一定の保育の質が確保されています。また、認可保育施設と比べて比較的簡易な手続きで柔軟な預け方が可能です。

申し込みは各施設で行っています。空き情報なども直接各施設へお確かめください。

○一般利用が可能な認可外保育施設

施設名	所在地	電話番号	定員等
聖望学園 保育室	飯能市中山 343-1	042-980-7716	企業主導型（地域枠定員 9名）
にちにちはら	飯能市小岩井 603	090-1434-1453	定員 30名

一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や就学などに伴う一時的な保育、入院、出産や家族の介護・看護の他冠婚葬祭等の理由で、一時的に保育できない時、お子さんを保育所でお預かりするサービスです。また、保育者のためのリフレッシュ保育サービスも行っています。

週3日程度の就労・就学等や通院の場合、一時預かりによる保育もご検討ください。申し込み・問い合わせは、直接各施設へお願いします。

○一時預かり事業

施設名等	所在地	年齢	利用日時	金額
山手保育所 電話 042-978-8216 FAX 042-972-7785	山手町 19-4	1歳から 就学前まで	月曜～金曜 8:30～16:30 (受付時間も同様)	1日 1,800円 半日(4時間以内) 1,000円 (飲食費を含む)
ぽかぽか保育園 電話 042-974-8300 FAX 042-974-8304	双柳 1284-1	1ヶ月半から 就学前まで	月曜～土曜 8:00～16:00 延長保育 16:00～17:00	0歳 2,500円 1歳以上 2,000円 (飲食費 400円含む) (雑費 150円) 延長 1時間 500円
飯能元氣保育園 電話 042-975-1288 FAX 042-975-1277	永田 547	1ヶ月半から 就学前まで	月曜～土曜 8:00～16:00 延長保育 7:00～8:00 延長保育 16:00～20:00	1日 1,800円 希望給食あり (朝・昼各 200円・夕 250円) 延長 30分 300円

【申込み】 利用申込書等必要書類をご記入の上、利用希望施設へ提出してください。

【利用決定】 申請要件を満たす場合は保育所(園)の空き状況により判断します。

利用決定後、利用前に保育所(園)で子どもと一緒に面接を行います。

ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、育児の支援を受けたい方と育児の援助を行いたい方が会員登録する、会員同士の助け合いの仕組みです。

事前に依頼会員として登録・依頼をすることで、預かりや送迎の援助受けることができます。

○飯能市ファミリー・サポート・センター

【住所】 飯能市栄町 18-16 飯栄ビル 203

【電話番号】 042-971-1163

【利用料金】 1時間 700円～800円



幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)

飯能市には、公立幼稚園1園、私立幼稚園3園、認定こども園3園（1園R4.4.1～幼稚園型認定こども園に移行予定）があり、それぞれ特色のある幼児教育を行っています。

私立幼稚園・認定こども園各園では教育時間前後の預かり保育（一時預かり）を実施していて、保護者の就労などの理由で教育時間外に子どもを預けることもできます。共働きなどの世帯でも、ご家庭の労働条件に合う幼稚園・認定こども園が見つかるかもしれません。

※ 幼稚園等の利用申込みは各園で直接受け付けています。4月入園は11月初旬頃、その他の時期の入園は随時受付になります。3歳児未満でもプレ保育がある園や、夏頃に説明会を開催している園もありますので、各園へ直接足を運んでみてはいかがでしょうか。

○飯能市内の幼稚園・認定こども園一覧

施設名	所在地	電話番号
名栗幼稚園（公立）	上名栗 2951	042-979-0257
飯能幼稚園	山手町 9-14	042-973-1332
わかば幼稚園	小久保 146	042-972-2781
大東幼稚園	永田 530	042-975-1550
認定こども園さゆり幼稚園	緑町 2-5	042-973-3456
認定こども園白鳥幼稚園	岩沢 1129	042-974-2341
認定こども園加治幼稚園 ※令和4年度4月幼稚園型認定こども園に移行	川寺 462-2	042-973-5444

保育コンシェルジュについて

飯能市では、保育を希望する方へ、希望や就労状況などの個々のニーズに応じて情報提供・相談・助言を行う専門員を設置しています。お気軽にご相談ください。

【対象】 就学前の子どもを持つ保護者

【相談日】 毎週火曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

【時間】 9:30～12:00、13:00～15:30

【場所】 飯能市役所本庁舎1階保育課(13番窓口)

【予約等】 042-973-2111 内線287（飯能市保育課）

【こんな内容・・・】

- ・保育所(園)と幼稚園はどう違うの？
- ・育児休業明けの職場復帰に不安がある
- ・自分に合った施設選びを教えて など

市内各保育所(園)等の紹介

令和3年10月時点の状況です。内容は今後変更となる場合があります。

飯能市内の保育所等一覧

施設名	所在地	電話番号	最長保育時	受入年齢	定員
公立保育所	山手保育所	山手町 19-4	042-978-8216	7:30~19:00	満6か月から 150
	第二区保育所	小瀬戸 19-1	042-972-3676	7:30~18:30	1歳児から 60
	富士見保育所	双柳 429-1	042-972-2112	7:30~19:00	1歳児から 100
	浅間保育所	双柳 1185-3	042-973-5101	7:30~18:30	1歳児から 100
	加治保育所	川寺 531-4	042-972-2235	7:30~18:30	1歳児から 60
	加治東保育所	岩沢 1283-1	042-974-4547	7:30~19:00	満6か月から 100
	美杉台保育所	美杉台 1-2-1	042-972-5851	7:30~18:30	満6か月から 100
	吾野保育所	長沢 78-1	042-978-0004	7:30~18:30	1歳児から 45
(認定こども園・私立保育園・小規模保育事業を含む)	原市場保育所	原市場 1048-1	042-977-0052	7:30~18:30	満6か月から 100
	すぎのこ保育園	双柳 87-10	042-972-5760	7:00~19:00	産休明けから 60
	ぽかぽか保育園	双柳 1284-1	042-974-8300	7:00~19:00	産休明けから2歳児まで 60
	飯能元氣保育園	永田 547	042-975-1288	7:00~20:00	産休明けから1歳児まで 30
	飯能元氣保育園分園	永田 544			1歳児から2歳児まで 38
	シーザースクリークチャイルドケア	双柳 353-121	042-978-4000	7:30~19:30	1歳児から 56
	シーザースクリークチャイルドケア分園	川寺 466-2	042-978-8448	7:30~19:30	産休明けから2歳児まで 23
	N i c o t 飯能	南町 1-15	042-980-7828	7:00~19:00	産休明けから 60
	認定こども園さゆり幼稚園(保育園部分)	緑町 2-5	042-973-3456	7:30~18:30	満10か月から 105
	認定こども園白鳥幼稚園(保育園部分)	岩沢 1129	042-974-2341	7:30~18:30	産休明けから 90
	認定こども園加治幼稚園(保育園部分)	川寺 462-2	042-973-5444	7:30~18:30	3歳児から 42
	わかば保育室	小久保 146	080-8166-8550	7:30~18:30	1歳児から2歳児まで 12

- ※ 満6か月（満10か月）から受け入れの保育所等は、満6か月（満10か月）になった月の翌月から利用の対象となります。
- ※ 1歳児から受け入れの保育所等は、令和4年4月1日現在、満1歳の児童が対象となります。年度途中に満1歳に到達しても、翌年3月(令和4年度末)までは0歳児クラスの対象となります。
- ※ 飯能元氣保育園及び飯能元氣保育園分園については利用決定後に本園・分園の振り分けを行います。
- ※ 公立と私立の違いについて、保育料は公立、私立とも同額ですが、給食費、時間外保育料、保育方針、行事内容、持ち物などが異なります。費用などについては事前に園にご確認ください。
- ※ 希望欄に記入しなかった施設は利用調整の対象となりません。本書のほか、各施設のホームページなどを参考に、通える範囲でなるべく多くの施設を記入することをお勧めします。
- ※ 希望施設の開所時間をよくご確認の上、お申込みください。
- ※ N i c o t 飯能には駐車場がありません。駐輪場（自転車置き場）のみとなります。
- ※ 公立保育所の土曜日保育は山手保育所を除いて13:30までとなります。市内公立保育所を利用している児童で、土曜日の一日保育が必要と認められた場合は、山手保育所の土曜日一日保育を利用することになります（保育短時間認定の場合原則16:30まで、保育標準時間認定の場合18:30まで）。
- ※ 認定こども園の幼稚園部分の利用（1号認定）を希望される方は、直接施設へ申し込んでください。

山手保育所（やまてほいくしょ）	
施設所在地 飯能市山手町19-4	対象・定員 満6か月～就学前・150人
電話番号 042-978-8216	FAX番号 042-972-7785
ホームページ等 https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/665	
<p>保育時間 平日 7:30～19:00 土曜日 7:30～18:30 保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30 日・祝・年末年始（12/29～1/3）はお休み</p>	
<p>延長・時間外保育料 延長保育 18:30～19:00 日額200円（上限2,000円） 保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30～8:30、②16:30～17:30、 ③17:30～18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円（それぞれ上限1,000円）</p>	
<p>保育料以外にかかる費用 給食費 5,300円／月額(3～5歳児)、布団乾燥代（毎月分）、 連絡帳代（随時）、帽子代（購入時）、その他行事（遠足等）参加費など</p>	
<p>特色 図書館に隣接し、2階に子育て総合センターがある大人数の保育所です。近くには、中央公園、天覧山、飯能河原などの散歩コースがあり、子どもたちは四季折々の自然を体いっぱいに感じ楽しく元気に成長しています。1歳児クラス～5歳児クラスまでは2クラスずつの並行クラスになっており目や手が行き届いた丁寧な保育に配慮し、0歳児の離乳食は、栄養士・調理員・担任の連携により、ゆっくり着実に進めています。保育所の生活のすべてを「子どもをまんなかに考える」ことを大切に捉え、楽しい保育の提供を心がけています。また、一時預かり保育も実施し、一時的に保育が必要な方にむけた保育提供をしております。山手保育所は、子どもたちの笑顔と活気があふれる幸せ空間と安心安定の保育があることを目指します。</p>	

第二区保育所（だいにくほいくしょ）	
施設所在地 飯能市小瀬戸19-1	対象・定員 1歳児～就学前・60人
電話番号 042-972-3676	FAX番号 042-972-3676
ホームページ等 https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/1036	
<p>保育時間 平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～13:30 保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30 日・祝・年末年始（12/29～1/3）はお休み</p>	
<p>延長・時間外保育料 保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30～8:30、②16:30～17:30、 ③17:30～18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円（それぞれ上限1,000円）</p>	
<p>保育料以外にかかる費用 給食費 5,300円／月額(3～5歳児) 布団乾燥代（毎月分）、連絡帳代（随時）、帽子代（購入時）、その他行事（遠足等）参加費など</p>	
<p>特色 ・名栗、原市場地区から飯能市街との中間である第二地区(小瀬戸)にあり、第二区地区行政センター(二階)との合同施設(保育所は一階)です。周囲は山々に囲まれた自然豊かな環境にあります。 四季を通して恵まれた環境の中で、のびのびと遊び、生活している子どもたちです。 ・地域との連携も密な保育所で、地区行政センターでのサークル活動との交流や、母子愛育会への参加をしています。また、保育所主催の「ほんわかさんぽ」では地域のシルバー世代の参加も多く「保育所」「家庭」「地域」がみんなで子どもたちを囲んでいます。子どもたちの「和」、保護者同士の「環」、地域との「輪」そんな「わ」がつながっている笑顔あふれる保育所です。</p>	

富士見保育所（ふじみほいくしょ）	
施設所在地 飯能市双柳429-1	対象・定員 1歳児～就学前・100人
電話番号 042-972-2112	FAX番号 042-972-2112
ホームページ等 https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/1038	
<p>保育時間 平日 7:30～19:00 土曜日 7:30～13:30 保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30 日・祝・年末年始（12/29～1/3）はお休み</p>	
<p>延長・時間外保育料 延長保育 18:30～19:00 日額200円（上限2,000円） 保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30～8:30、②16:30～17:30、 ③17:30～18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円（それぞれ上限1,000円）</p>	
<p>保育料以外にかかる費用 給食費 5,300円／月額（3～5歳児） 布団乾燥代（毎月分）、連絡帳代（隨時）、帽子代（購入時）、その他行事（遠足等）参加費など</p>	
<p>特色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんな戸外が大好き。ちょっと足を伸ばすと子どもたちが思い切り身体を動かせる公園や第二天覧山などがあり、四季折々の自然を満喫しながら散歩を楽しんでいます。 ・子どもたちが本来持っている力を十分に発揮できるように、基本となる生活力を身につけ、あそびの中からの学びを重視し、異年齢児との関わりの中では“優しい気持ち”“思いやりの心”が持てるあそびの体験を大切にしています。 ・リトミックやCOT（コオーディネーショントレーニング）を取り入れ、集中力や体力を高めます。 ・延長保育は、特に家庭的な雰囲気の中での保育を心がけ、全職員が交代で担当しています。 	

浅間保育所（あさまほいくしょ）	
施設所在地 飯能市双柳1185-3	対象・定員 1歳児～就学前・100人
電話番号 042-973-5101	FAX番号 042-973-5101
ホームページ等 http://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/1147	
<p>保育時間 平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～13:30 保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30 日・祝・年末年始（12/29～1/3）は休み</p>	
<p>延長・時間外保育料</p> <p>保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30～8:30、②16:30～17:30、 ③17:30～18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円（それぞれ上限1,000円）</p>	
<p>保育料以外にかかる費用 給食費 5,300円／月額（3～5歳児） 布団乾燥代（毎月分）、連絡帳代（隨時）、帽子代（購入時）、その他行事（遠足等）参加費など</p>	
<p>特色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広い園庭で戸外の遊びを十分楽しんでいます。 ・保護者との連携をとりながら一人ひとりの成長を受け止め、きめ細やかな保育をめざしています。 ・思いやりの心やいたわりあいの気持ちが持てるように、異年齢児の子どもとの交流を行っています。 ・コオーディネーショントレーニングやリトミックを取り入れ、注意力・集中力や運動能力の向上を図っています。 ・保育所の畠で野菜を育てクッキング保育など、楽しみながら食育活動をしています。 ・地域の「浅間子育て広場」と連携しながら、地域の子育て支援に力を入れています。 	

加治保育所（かじほいくしょ）	
施設所在地 飯能市川寺531-4	対象・定員 1歳児～就学前・60人
電話番号 042-972-2235	FAX番号 042-972-2235
ホームページ等 https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/1149	
保育時間 平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～13:30 保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30 日・祝・年末年始（12/29～1/3）はお休み	
延長・時間外保育料 保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30～8:30、②16:30～17:30、 ③17:30～18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円（それぞれ上限1,000円）	
保育料以外にかかる費用 給食費 5,300円／月額(3～5歳児) 布団乾燥代（毎月分）、連絡帳代（随時）、帽子代（購入時）、その他行事（遠足等）参加費など	
特色 <ul style="list-style-type: none"> 四季を感じる自然に囲まれた広い園庭があります。その一角には畑があり、じゃがいもやさつまいも、夏野菜や大根等を子どもたち自身で植え、育てており、食育活動にも取り組んでいます。 定員60人。1歳児～5歳児の5クラスで家庭的な雰囲気の中、お兄さんお姉さんが小さいお友だちのお世話やお手伝いの体験を通して、自分の価値を見出し、生きる力と自信を養っています。 外遊び、散歩、裸足保育を基本に、規則正しい生活リズムで丈夫ながらだ作りをしています。 	



加治東保育所（かじひがしほいくしょ）	
施設所在地 飯能市岩沢1283-1	対象・定員 満6か月～就学前・100人
電話番号 042-974-4547	FAX番号 042-974-4547
ホームページ等 https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/1151	
保育時間 平日 7:30～19:00 土曜日 7:30～13:30 保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30 日・祝・年末年始（12/29～1/3）はお休み	
延長・時間外保育料 延長保育18:30～19:00 日額200円（上限2,000円） 保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30～8:30 ②16:30～17:30 ③17:30～18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円（それぞれ上限1,000円）	
保育料以外にかかる費用 給食費 5,300円／月額(3～5歳児)、布団乾燥代（毎月） 連絡帳（随時）、帽子代（購入時）、その他行事（遠足等）参加費など	
特色 恵まれた環境の中で、自然現象に興味を持ち、生き物への思いやりのこころや命の大切さを学びます。広い園庭で思いきり体を動かし、友だちや異年齢児との交流のなかから自主性や協調性を身に付けるとともに、いたわりの気持ちが持てるようになり豊かな人間関係を育みます。リトミックやCOT（コオーディネーショントレーニング）を取り入れ、社会性やコミュニケーション能力、集中力、体力を高めます。 さまざまな活動を通して、精神的、肉体的、知能的にのびのびと育つように、子どもたちと一緒に考え行動し、共に成長できる保育をめざしています。	

美杉台保育所（みすぎだいほいくしょ）	
施設所在地 飯能市美杉台1-2-1	対象・定員 満6か月～就学前・100人
電話番号 042-972-5851	FAX番号 042-972-5851
ホームページ等 https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/1153	
保育時間 平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～13:30 保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30 日・祝・年末年始（12/29～1/3）はお休み	
延長・時間外保育料 保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30～8:30、②16:30～17:30、 ③17:30～18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円（それぞれ上限1,000円）	
保育料以外にかかる費用 給食費 5,300円／月額(3～5歳児) 布団乾燥代（毎月分）、連絡帳代（随時）、帽子代（購入時）、その他行事（遠足等）参加費など	
特色 飯能駅の南側、美杉台地区の閑静な住宅地の中に位置した複合施設で、1階は保育所、2階は児童館、3階は地区行政センターとなっています。近くには、ハーブ園や公園など散歩のコースに恵まれ、保育所を取り巻く自然環境は四季を通して楽しめます。 保護者が安心してお子さんを預けられ、子どもたちが「保育所大好き」になれるような保育所づくりを心がけています。 地域の方へも園庭開放や地域交流保育、保育所体験などを実施し、 保育所を身近な場所として感じていただき、子育ての輪が広がるよう努めています。	



吾野保育所（あがのほいくしょ）	
施設所在地 飯能市長沢78-1	対象・定員 1歳児～就学前・45人
電話番号 042-978-0004	FAX番号 042-978-0004
ホームページ等 https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/1155	
保育時間 平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～13:30 保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30 日・祝・年末年始（12/29～1/3）はお休み	
時間外保育料 保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30～8:30、②16:30～17:30、 ③17:30～18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円（それぞれ上限1,000円）	
保育料以外にかかる費用 給食費 5,300円／月額(3～5歳児) 布団乾燥代（毎月分）、連絡帳代（随時）、帽子代（購入時）、その他行事（遠足等）参加費など	
特色 奥武蔵の山々に囲まれ、清流に映え、恵まれた自然の中にある保育所です。窓からは、電車と四季折々の表情が楽しめる山々が見えます。風や土の匂いを感じながら、心身共に健やかに、のびのびと、丈夫な子どもに育って欲しいと願い、子どもたちの健全育成に取り組んでいます。 「たのしいな！うれしいな！しぜんがいっぱい！あそびがいっぱい！ほいくしょだいすき！」で子どもたちの声が響きわたる保育所です。「楽しく、元気に！」をモットーに、安心して子どもを預けられるような家庭的な環境づくりを心がけ、小規模保育所ならではの年齢の枠を越えた「共に育ち合う」保育を実践しています。子どもたちを真ん中に、保護者と地域の人々と保育者が手を携え、子どもたちを育み、成長・発達を見守り、その喜びを分かち合っていきたいと考えております。	

原市場保育所（はらいちばほいくしょ）	
施設所在地 飯能市原市場 1048-1	対象・定員 満6か月～就学前・100人
電話番号 042-977-0052	FAX番号 042-977-0052
ホームページ等 https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/1157	
<p>保育時間 平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～13:30 保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30 日、祝、年末年始（12/29～1/3）はお休み</p>	
<p>延長・時間外保育料 保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30～8:30 ②16:30～17:30 ③17:30～18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円 （それぞれ上限1,000円）</p>	
<p>保育料以外にかかる費用 給食費 5,300円／月額（3～5歳児） 布団乾燥代、連絡帳代（随時）、帽子代（購入時）、その他行事（遠足等）参加費など</p>	
<p>特色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然に恵まれた環境で、四季折々の自然と触れ合う保育を大切にしています。 ・広い園庭と室内で子どもたちがのびのび遊べるスペースがあります。 ・じゃがいも堀りをさせて頂いたり、ボランティアによる読み聞かせの会が行われたり等、地域の方々とのつながりを大切にしています。 ・自然あふれる原市場の散歩コースは、季節の移り変りや、生き物とのふれあい等、貴重な体験を楽しめる、子どもたちの最高の遊び場です。 ・年齢、クラスを超えて、保育所全体で共に育ちあう、アットホームな保育所です。 	

すぎのこ保育園（すぎのこほいくえん）													
施設所在地 飯能市双柳87-10	対象・定員 産休明けから就学前まで・60人												
電話番号 042-972-5760	FAX番号 042-972-0893												
ホームページ等 https://www.suginoko-hoikuen.info/													
<p>保育時間 平日も土曜日も 7:00～19:00 保育短時間 8:00～16:00 保育標準時間 7:00～18:00 日・祝・年末年始（12/29～1/3）はお休み</p>													
<p>延長・時間外保育料 保育標準の場合の延長保育は、18:00～19:00 保育短時間の場合の延長・時間外利用は、①7:00～8:00、②16:00～19:00 いずれの場合も料金は1分5円</p>													
<p>保育料以外にかかる費用 3歳以上児給食費 月額5,300円（主食：800円・副食：4,500円） 遠足・園外保育の費用 卒園アルバム用写真代</p>													
<p>その他</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> すぎのこ保育園の子ども像 じょうぶなこども よくあそぶこども よくかんがえるこども やさしいこども </div>													
<p>主な年間行事</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">4月 入園・進級を祝う会</td><td style="width: 50%;">10月 うんどう会 巾着田ハイキング</td></tr> <tr> <td>5月 こどもの日を祝う会</td><td>11月 いもほり</td></tr> <tr> <td>6月 プール開き</td><td>12月 もちつき クリスマス会</td></tr> <tr> <td>7月 七夕の会 年長組おとまり保育</td><td>2月 節分 おわかれ会（劇発表会）</td></tr> <tr> <td>8月 すぎのこまつり プール大会</td><td>3月 ひなまつり会 卒園式</td></tr> <tr> <td>9月 十五夜の会</td><td>※たんじょう日会 その子の生まれた日にお祝いする</td></tr> </tbody> </table>		4月 入園・進級を祝う会	10月 うんどう会 巾着田ハイキング	5月 こどもの日を祝う会	11月 いもほり	6月 プール開き	12月 もちつき クリスマス会	7月 七夕の会 年長組おとまり保育	2月 節分 おわかれ会（劇発表会）	8月 すぎのこまつり プール大会	3月 ひなまつり会 卒園式	9月 十五夜の会	※たんじょう日会 その子の生まれた日にお祝いする
4月 入園・進級を祝う会	10月 うんどう会 巾着田ハイキング												
5月 こどもの日を祝う会	11月 いもほり												
6月 プール開き	12月 もちつき クリスマス会												
7月 七夕の会 年長組おとまり保育	2月 節分 おわかれ会（劇発表会）												
8月 すぎのこまつり プール大会	3月 ひなまつり会 卒園式												
9月 十五夜の会	※たんじょう日会 その子の生まれた日にお祝いする												

社会福祉法人はなみずき会 ぽかぽか保育園（ぽかぽかほいくえん）		
施設所在地 飯能市双柳 1284-1	対象・定員 産休明けから 2歳児まで・60人	
電話番号 042-974-8300	FAX番号 042-974-8304	
ホームページ等 http://hanamizukikai.jimdo.com		
保育時間	月曜日～土曜日 7:00～19:00 年末年始（12/29～1/3）はお休み	
延長・時間外保育料		
◎保育希望時間(8時間以内)を超えた場合、 1時間 100円 ただし、18:00～18:30は150円 18:00～19:00は300円を集金します。	◎保育希望時間(11時間以内)を超えた場合、 ただし、7:00～8:00は100円 18:00～18:30は150円 18:00～19:00は300円を集金します。	
保育料以外にかかる費用	おしほり代(1年間分)、成長の記録(アルバム)希望者 スマック・食事用エプロン・カラー帽子・お昼寝用ベットパット、 汚れ物袋・エプロン袋・連絡帳袋	
その他	ぽかぽかネットワークを生かし、一人ひとりの子どもへの丁寧な保育と保護者の方への温かなサポートを行っていきます。子どもの心の基礎の育ち、基本的な生活習慣の自立を育て、人と関わる力、美への感性を育てる環境を提供します。	
〈主な年間行事〉		
4月 入園式	9月 防災訓練	11月 総合訓練
5月 防犯訓練、懇談会	10月 防犯訓練	12月 クリスマス会
6月 総合訓練	ぽかぽかランドで遊ぼう	2月 節分、懇談会
7月 七夕、プール開き	懇談会	3月 お別れ会、卒園式
*毎月、誕生会、避難訓練、発育測定を行います。		
*年2回(6月、11月)歯科健診、内科健診を行います。		

飯能元氣保育園・分園南館（飯能元氣保育園）	
施設所在地 飯能市永田 547 番地	対象・定員 産休明け～2歳児クラスまで・68人
電話番号 042-975-1288	FAX番号 042-975-1277
ホームページ等 http://www.genseikai.or.jp/genki	
保育時間 月～土 7:00～20:00 保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:00～18:00 日・祝・年末年始（12/29～1/3）はお休み	
延長・時間外保育料 延長保育 18:00～20:00 保育短時間の場合の時間外利用は ①7:00～8:30 ②16:30～18:00 延長保育料金 30分毎に300円	
保育料以外にかかる費用 ゴム印（入園時）、連絡帳（随时）、カラー帽子（1歳児から） スマック・体操着（2歳児から）、集金袋（年度毎）、教材費・行事参加費等（実費）	
その他	元氣保育園の保育方針
飯能元氣保育園では、子どもたちの「夢」を大切にしています。小さな夢から大きな夢まで、子どもたちには抱えきれないほどの夢を持ってほしい。「速く走れるようになりたい！！」「上手にお歌を歌えるようになりたい！！！」日々の園生活で、沢山の夢が生まれます。 そんな宝物を、保護者の皆様と共に見守り、そして心と成長を育んでまいります。	
元氣保育園で大切にしている事	
	
<ul style="list-style-type: none"> ・元気な挨拶 ・返事は「ハイッ」とはっきり言う ・履物を揃える 	
	

シーザースクリークチャイルドケア（しーざーすくりーくちゃいるどけあ）			
施設所在地	飯能市双柳353-121	対象・定員	1歳児から就学前・56名
電話番号	042-978-4000	FAX番号	042-974-7734
ホームページ等 http://caesarscreek.jp/			
保育時間	平日 7:30~19:30 保育短時間 8:30~16:30 休園日 日・祝・年末年始(12/29~1/4)	土曜日 7:30~18:30 保育標準時間 7:30~18:30	
延長・時間外保育料			
延長保育 18:30~19:30 (19:00まで30分200円・19:00以降15分毎200円) 時間外保育(短時間認定) 7:30~8:30、16:30~18:30 (30分毎300円)			
保育料以外にかかる費用 3歳児以上給食費 主食代1,000円・副食代4,500円(月額) 布団乾燥代(1・2歳児)、教材費(ご利用分)、カラーハット・制服(ご利用分)、その他行事参加費等			
その他			
 <p>夢・希望・未来を創造する力を育む。 他を敬い、認める心を育む。</p> 			
お子様一人ひとりを尊重し、心身共に健康で、情緒の安定した生活ができるよう、保育環境を整えています。そして園生活の中で、たくさんの「喜び」を感じ、お子様が大きく成長し、本来持っている能力を伸ばしていくよう、工夫した保育活動を実施しています。			

シーザースクリークチャイルドケア分園（しーざーすくりーくちゃいるどけあぶんえん）			
施設所在地	飯能市川寺466-2	対象・定員	産休明けから2歳児まで・23名
電話番号	042-978-8448	FAX番号	042-974-7734
ホームページ等 http://caesarscreek.jp/			
保育時間	平日 7:30~19:30 保育短時間 8:30~16:30 休園日 日・祝・年末年始(12/29~1/4)	土曜日 7:30~18:30 保育標準時間 7:30~18:30	
延長・時間外保育料			
延長保育 18:30~19:30 (19:00まで30分200円・19:00以降15分毎200円) 時間外保育(短時間認定) 7:30~8:30、16:30~18:30 (30分毎300円)			
保育料以外にかかる費用			
布団乾燥代(0・1・2歳児)、教材費(ご利用分)、カラーハット(ご利用分)、その他行事参加費等			
その他			
 <p>夢・希望・未来を創造する力を育む。 他を敬い、認める心を育む。</p> 			
お子様一人ひとりを尊重し、心身共に健康で、情緒の安定した生活ができるよう、保育環境を整えています。そして園生活の中で、たくさんの「喜び」を感じ、お子様が大きく成長し、本来持っている能力を伸ばしていくよう、工夫した保育活動を実施しています。			

Nicot 飯能 (にこっとはんのう)	
施設所在地 飯能市南町 1-15	対象・定員 産休明け～就学前・60 人
電話番号 042-980-7828	FAX番号 042-980-7828
ホームページ等 www.kodomonomori.co.jp	
保育時間 平日 7：00～19：00 土曜日 7：00～18：00 保育短時間 9：00～17：00 保育標準時間 7：00～18：00 日・祝・年末年始（12/29～1/3）はお休み	
延長・時間外保育料	
延長保育料 18：00～19：00 スポット 300円 /30分	
保育料以外にかかる費用 おむつ代 3,000円	
※給食費、その他詳細についてはお問い合わせください。	
その他	
保育目標 ・現在を最もよく生き、希望の未来を創り出す力の基礎を培います。 ・基本的な生活習慣を養い、落ち着いた雰囲気の中で情緒の安定と健全な成長の基礎を培います。 ・様々な経験を通して、豊かな感性を育てます。	
年間の主な行事	
入園・進級式、こいのぼり集会、七夕会、プール開き、夏祭り、お泊り保育、運動会、芋掘り、遠足、クリスマス会、発表会、豆まき会、ひなまつり、卒園式、保育参観、クラス懇談会 など	

認定こども園さゆり幼稚園（にんていこどもえん さゆりようちえん）	
施設所在地 飯能市緑町 2-5	対象・定員 満10か月～就学前・105名
電話番号 042-973-3456	FAX番号 042-973-3457
ホームページ等 http://www.hannousayuri.com/	
保育時間 平日 7：30～18：30 土曜日 7：30～18：30 保育短時間 8：30～16：30 保育標準時間 7：30～18：30 日・祝・年末年始（12/28～1/3）・職員全体研修日（年2回）はお休み	
延長・時間外保育料 （2・3号）保育短時間の場合の時間外保育料	
①7:30～8:30 ②16:30～18:30 の時間帯についてそれぞれ 30分 150円、1時間 300円	
保育料以外にかかる費用 入園事務手数料（10,000円）・施設整備充実費（600円）・正課充実費（1,500円）・環境整備費（3,000円）・給食費1号認定（6,600円）・給食費2号認定（8,600円）	
その他実費請求 ※費用は、変更する場合があります。	

その他 「いまと これからとの よろこびを みつける」

●いま

子どもたちの幸せ・健やかな成長が私たち職員一同の願いであり、60年の伝統を持つ、幼児教育施設として一番大事にしていることです。

●これから

これからの子どもたちを大切にします。今ある47%の職業はAIに取って代わられ、65%の職業は今ない未知の職業が生まれると言われています。子ども達の将来の姿を意識し保育を計画していきます。

●よろこび

毎日3回のお祈りを通したキリスト教保育を柱にしています。
子どもたちが「自ら幸せを見つける」そんな主体性を持ち生活していく、「よろこびの心」を身につけることを大切にしていきます。

●みつける

園にお子様を預けていれば子どもは自然と育っていくということではありません。私たちは、保護者の方の気持ちも大切にしたいと考えています。ご一緒に子どもたちのよろこび・成長をみつけましょう。

恵迪学園 認定こども園白鳥幼稚園(けいてきがくえん にんていこどもえんしらとりようちえん)	
施設所在地 飯能市岩沢1129	対象・定員 産休明け～就学前・90人
電話番号 042-974-2341	FAX番号 042-974-2328
ホームページ等 https://www.siratoriyouchien.jp	
保育時間 (2号・3号) 平日・土曜日 7:30～18:30 平常保育時間 8:30～16:29 保育短時間 8:30～16:29 保育標準時間 7:30～18:30 日・祝・年末年始(12/29～1/3)・開園記念日(3/5)は休園	
延長・時間外保育料 (2号・3号) 保育短時間の場合の時間外利用は、①7:30～8:29 ②16:30～18:30 は別途料金がかかります。	
保育料以外にかかる費用 入園事務手数料(5,000円)、3歳以上児給食費(主食・副食費含む・2号:6,000円)、環境整備費(3,000円)、施設整備費(1,250円)、教材費(各学年必要時)、制服代(入園時)など その他徴収あり	
その他 保育目標①正しい姿勢で心も体も元気な子(立腰教育) ②正しい生活習慣を身に付け誰とでも仲良く出来る子(基本的生活習慣・社会性を育てる) ③お話しが静かに聞ける子、話せる子(集中力・持続力・言語力を育てる) ④挨拶、返事、はきものを揃える事が出来る子(人としての基本的な躰の三原則を育てる) ⑤身近にある豊かな自然を五感を通して感じ、「不思議だな」「きれいだな」と思うことができる子(好奇心・言語・情緒を育てる) ⑥臨界期(敏感期、適応期、感受性期)をおさえた保育 ・歌、リトミックを中心とした音楽 ・発達にふさわしい体育指導・酒井式などの絵画製作	
主な年間行事 4月 入園式 11月 クラフトフェスタ 5月 動物園、親子遠足 12月 もちつき、クリスマス会 6月 保育参観 1月 観劇会 7月 サマーコンサート、夏祭り 2月 節分、生活発表会 9月 おじいちゃんおばあちゃん参観日 3月 卒園式 10月 運動会、遠足 ※毎月、誕生会 など	

幼稚園型認定こども園加治幼稚園(ようちえんがたにんていこどもえんかじようちえん)	
施設所在地 飯能市川寺462-2	対象・定員 3才児～就学前・42名
電話番号 042-973-5444	FAX番号 042-974-0028
ホームページ等 https://www.kajiyouchien.com	
保育時間 平日、土曜日 7:30～18:30 平常保育時間 8:30～16:30 保育短時間 8:30～16:30 保育標準時間 7:30～18:30 日・祝・年末年始(12/29～1/3)・開園記念日3/2は休園、協力保育、行事振替あり	
延長・時間外保育料 保育短時間の場合、時間外利用は別途費用となります。 7:30～8:30、16:30～18:30、30分毎150円	
保育料以外にかかる費用 令和4年4月幼稚園型認定こども園移行の手続き中。費用等詳細は10月中旬決定発表予定です。	
その他 一人ひとりに寄り添い、適切な環境を準備し、「自分で考え、自分で判断し、自分で行動する」目標に向かう生活を通して、意欲、自信を高める育ちが生まれます。すると段々とですが、しっかりとした基礎・土台づくりが達成されます。これが幼児にとって最も大切にしたい育ちであると考えています。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基礎・土台づくりとは</div> ①健康で丈夫な身体づくり②自分のことが自分でやれる ③みんなと仲よく生活できる④何事にも夢中で活動に取り組める ⑤学習に対する基盤づくりをする	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基礎・土台となる園生活</div> ●自分の好きな遊びができる●自分の夢が果たせる ●大好きな先生がいる●友達ができる、いる(人間関係の基礎作り) 直接体験の重要性 「あ～楽しかった、またやってみたい」 自分自身が実際に体験すること	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">育ちの要素</div> しっかりとした 根っこづくりをすることで すてきな花が咲きます。	
◎好奇心をかきたてること ◎熱中して遊べること ◎自由自在に遊べること	

わかば保育室（わかばほいくしつ）										
施設所在地 飯能市小久保146番地	対象・定員 1歳児～2歳児 合計12人									
電話番号 080-8166-8550	FAX番号 042-972-2781									
ホームページ等 https://hanno-wakaba.com										
保育時間 月曜日から土曜日 7:30～18:30 保育標準時間 7:30～18:30 保育短時間 8:30～16:30 日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はお休み										
延長・時間外保育料										
保育短時間の場合の時間外利用は①7:30～8:30 ②16:30～17:30 ③17:30～18:30の時間帯についてそれぞれ日額100円（上限1000円予定）										
保育料以外にかかる費用 カラー帽子代（購入時）、連絡帳代（隨時）、行事参加費（遠足、芋ほり、豆まきなど）、体操講師代、衛生用品代（半期ごと）など										
その他 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【保育方針】</p> <table border="0"> <tr> <td>～三つの柱～</td> <td>・明るい子ども</td> <td>これらはわかば幼稚園の保育方針です。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・考える子ども</td> <td>保育室では各年齢のお子さんに適した方針で</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・我慢強い子ども</td> <td>向き合っていきます。</td> </tr> </table> </div>		～三つの柱～	・明るい子ども	これらはわかば幼稚園の保育方針です。		・考える子ども	保育室では各年齢のお子さんに適した方針で		・我慢強い子ども	向き合っていきます。
～三つの柱～	・明るい子ども	これらはわかば幼稚園の保育方針です。								
	・考える子ども	保育室では各年齢のお子さんに適した方針で								
	・我慢強い子ども	向き合っていきます。								
主な年間行事 4月 入所式 10月 秋の遠足 運動会 2月 豆まき会 5月 春の遠足 12月 発表会 3月 ひな祭り 7月 七夕 ☆毎月→身体測定 ◎各月→誕生会 ※運動会は幼稚園と合同予定										

飯能市内の保育施設等で働きませんか？	
1.対象者	飯能市内の保育所等で継続的に就労する意欲のある方 (資格の有無や職種などは問いません。)
2.要件	飯能市内の保育所等に勤務している、または勤務することが決まっていること
3.その他	申込み時(または締切日まで)に就労証明書等に加えて誓約書の提出が必要
雇用条件や募集状況等については希望する保育所等（特定教育・保育施設または特定地域型保育事業）へお問い合わせください。	

保育施設選びのヒント

